

自動で質量をはかる計量器（自動はかり）を 使用・製造・修理されている皆様へ

平成30年3月
経済産業省
産業技術環境局
計量行政室

※計量法による特定計量器（届出・検定等の対象となるもの）が平成29年10月1日から追加されました。

ホッパースケール

各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定量）に達するとホッパーから下流へ排出。

【主な計量対象】

・穀物類、配合飼料等（大容量が中心）



充填用自動はかり

各種原料および製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充てん（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）。

【主な計量対象】

・食品、粉体、飼料、薬品等（小容量中心）

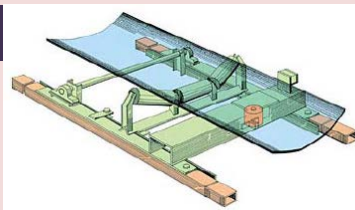


コンベヤスケール

ベルトコンベヤで連続輸送される原料および製品の受け渡しの際に計量。

【主な計量対象】

・鉱物類、穀物類、飼料等



自動捕捉式はかり（キャッチウェイヤ）

箱物、袋物、缶などの包装形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入の選別する機能も備えているタイプもある。

【主な計量対象】

・加工食品、飲料、薬品等



※写真・図は一例です。形状の異なる機器もございます。

※上記4器種に該当しない自動はかり

（その他の自動はかり）もございます。

**上記4器種のいずれかを
取引又は証明に使用されている方**

検定の受検が必要になります

規定の期日までに検定を受検し、合格してください。（詳細は裏面）

※取引：有償であると無償であることを問わず、

物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

※証明：公に又は業務上他人に一定の事実が

真実である旨を表明すること

**上記4器種・その他の自動はかりを
製造又は修理されている方**

**原則として、取引又は証明に使用しているかどうかに関わらず、
届出が必要になります**

平成30年9月30日までに都道府県計量行政機関に届出を行ってください。
（都道府県計量行政機関の連絡先）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/61_kankeikikan_todouhukuken.html

検定を受けていない
自動はかりをお使いの
皆様へ

自動はかりの検定は、**自動捕捉式はかりについては2019年(平成31年)4月1日、
その他3器種については2020年(平成32年)4月1日から受検可能**です。

お使いの自動はかりが**ホッパースケール、充填用自動はかり、
コンベヤスケール、自動捕捉式はかり**のいずれかである

YES

NO

自動はかりを**取引・証明に使用**している

NO

検定対象外です

YES

お使いの自動はかりは**自動捕捉式はかり**である

YES

NO

**2022年(平成34年)3月31日までに
取引・証明に使用**している

YES

NO

**2025年(平成37年)
3月31日までに**

**取引・証明に
使用するまでに**

**2023年(平成35年)3月31日までに
取引・証明に使用**している

YES

NO

**2026年(平成38年)
3月31日までに**

**取引・証明に
使用するまでに**

検定を受検し、合格してから取引・証明にお使いください

※検定合格の有効期間は、検定を行った次の年度の4月1日から起算して2年間
(適正計量管理事業所で使用している自動はかりの検定合格有効期間は、検定を行った次の年度の4月1日から起算して6年間)です。

検定の申請先は？

各自動はかりの検定業務を行う指定検定機関が検定を行います。
今後、要件を満たす指定検定機関の指定を国が行ってまいります。

今後、計量行政ウェブサイトに関連情報を順次追加していく予定です。 ⇒ 「計量行政」で検索
http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryougousei.html